

人事行政運営等の状況

町では、毎年職員の給与のしくみや支給状況のほか人事行政の全般にわたる現状について、町民の皆さんにお知らせしています。今後も透明性・公平性を維持するよう努めていきます。

問合せ 総務課 ☎内線三二三

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

(各年4月1日現在)

	平成22年	平成21年
職員数	273人	280人

(2) 年齢別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

	10代	20代	30代	40代	50代
職員数	2人	34人	65人	83人	89人

(3) 採用者の状況

	平成21年度	平成20年度
一般行政職	4人	3人
消防職	4人	1人
技能労務職	0人	2人
合計	8人	6人

(4) 退職者の状況

(平成21年度)

	定年	自己都合	合計
一般行政職	7人	1人	8人
消防職	2人	0人	2人
技能労務職	1人	0人	1人
合計	10人	1人	11人

(5) 再任用の状況

(平成21年度)

	採用者数
一般行政職	10人
消防職	0人
技能労務職	4人
合計	14人

(6) 障害者の任用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国、地方公共団体及び企業は、一定割合以上の障害者雇用に努めることとしています。

法定雇用率	2.10%	平成21年度	1.97%	平成20年度	1.99%
-------	-------	--------	-------	--------	-------

※各年度7月下旬に県に報告する数値を記載しています。

※再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

2 町職員の給与等の状況

(1) 人件費の状況

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成20年度	33,068人	8,745,856千円	575,595千円	2,781,415千円	31.8%

※各年度決算の状況。人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。人口は平成20年4月1日現在。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成22年度	256人 (15人)	1,089,463千円 (31,519千円)	407,255千円 (3,956千円)	473,462千円 (6,708千円)	1,970,180千円 (42,183千円)	7,696千円 (2,812千円)

※1 職員手当には退職手当を含みません。給与費は当初予算に計上された額です。

※2 () 内は、再任用短時間勤務職員で256人には含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
葉山町	351,500円	43.8歳	327,700円	47.0歳

(4) 職員の初任給の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
一般行政職	185,800円	172,200円	149,800円	-
技能労務職	164,300円	152,800円	144,500円	137,900円
国(行政職)	181,200円	-	140,100円	-

※技能労務職は、22歳(大学卒)、20歳(短大卒)、18歳(高校卒)、15歳(中学卒)の相当額

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成22年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	299,100円	348,300円	379,000円
	短大卒	265,700円	324,900円	該当なし
	高校卒	該当なし	315,000円	346,600円
技能労務職		223,000円	268,900円	302,200円

※学歴は、該当する職種区分において職員募集時に必要となった修了学歴要件です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	課長補佐 係長	課長代理	課長	部長	
職員数	1人	20人	4人	19人 (10人)	62人	0人	23人	6人	135人 (10人)
構成比	0.7%	14.8%	3.0%	14.1% (100%)	45.9%	0%	17.0%	4.5%	100% (100%)
前年構成比	3.5%	11.3%	4.3%	14.2%	46.1%	0%	16.3%	4.3%	100%

※ ()内は再任用短時間勤務職員で上段の数には含みません。

(7) 職員手当の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	葉山町			国			手当の種類	内容(平成20年度決算)	
	区分	期末手当	勤奨手当	区分	期末手当	勤奨手当			
期末手当・勤奨手当	6月期	1.25月	0.7月	6月期	1.25月	0.7月	地域手当	支給対象地域	全地域
	12月期	1.5月	0.7月	12月期	1.5月	0.7月		支給率	10%
	計	2.75月	1.4月	計	2.75月	1.4月		支給対象職員数	293人
	職制上の段階、職務の級による加算措置があります			職制上の段階、職務の級による加算措置があります				一人あたりの平均支給額	435千円 (年額)
退職手当	区分	自己都合	定年	区分	自己都合	定年・勤奨	扶養手当	配偶者	14,100円 (月額)
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分		配偶者以外の扶養親族二人まで(一人につき)	7,500円 (月額)
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分		配偶者のいない職員の扶養親族のうち一人目	11,600円 (月額)
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分		その他の扶養親族(一人につき)	7,000円 (月額)
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分		扶養親族のうち16~22歳までの子(一人につき)	5,000円 (月額)
平均支給額 (平成20年度実績)	1,004千円	24,623千円				住居手当	支給限度額	29,300円 (月額)	
						通勤手当	公共の交通機関利用者	実費相当	
							交通用具(車・バイク等)利用者	通勤距離に応じて支給	
						時間外勤務手当	一人あたりの平均支給額	350千円 (年額)	
						特殊勤務手当	職員に占める手当支給職員割合	42.5%	
							一人あたりの平均支給額	29千円 (年額)	
							手当の種類	14種	
							代表的な手当の名称	町税事務従事手当、運転業務手当等	

※退職手当の支給率は、県内3市13町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。

(8) 特別職の報酬等

(平成22年4月1日現在)

区分	月額	
議員報酬	議長	499,000円
	副議長	430,000円
	議員	400,000円
特別職給料	町長	740,700円
	副町長	599,400円
	教育長	566,100円

※平成19年12月から副町長は不在となっています。

※特別職給料月額は、平成22年4月1日~平成23年3月31日の時限措置として減額しています。

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分です。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。(各年度4月1日～3月31日)

平成21年度の平均取得日数	平成20年度の平均取得日数
9.9日	9.2日

(3) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

区 分	取得者数	
	平成21年度	
	公務によるもの	公務以外のもの
療養休暇	2人	14人

(4) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

区 分	取得者数	
	平成21年度	平成20年度
育児休業	3人	6人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分とは公務の能率の維持のためにする処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するためにする処分です。

①分限処分者 (平成21年度)
休職…1人 降任・免職・降給…0人

②懲戒処分者 (平成21年度)
懲戒停職処分…2人 懲戒減給処分…1人

5 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数	
	平成21年度	平成20年度
大学での講義	1件	0件
高校部活動での指導	1件	1件
統計調査等調査員	18件	7件
計	20件	8件

6 職員研修の状況

○庁内研修

葉山町が独自で実施する研修です。(平成21年度)

研修名	受講者数
新採用研修	4人
職員接遇改善研修	20人
安全衛生研修会	54人

○派遣研修

市町村研修センターをはじめとする外部研修機関へ職員を派遣し、さまざまな分野に分けた専門的な科目を受講する研修です。(平成21年度)

派遣先	派遣人数	備考
県市町村研修センター	32人	マネジメント研修、税務担当職員研修等 計18科目
その他研修機関	15人	公文書管理、新任保育所長、情報推進等 計8科目

○2市1町合同研修

逗子市、三浦市と合同で主査～係長級の中級者階層を対象として、共通する課題に対して研修します。(平成21年度)

研修テーマ	人数
職場活性化研修	8人

○課題研究調査事業

先進的な取り組みに対し、政策形成並びに事務事業の改善改革及び推進について調査研究をする事業です。(平成21年度)

研修テーマ	人数
新たな電算システム	3人

○県等への職員派遣

人材育成の取り組みとして県と市町村の間で職員の交流を行うほか県内全市町村で組織する後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣しています。

派遣先	派遣者数	
	平成21年度	平成20年度
神奈川県	2人	2人

7 公平委員会の業務の状況 (苦情処理、措置要求、不服申立) (平成21年度)

- 苦情処理制度 該当なし
- 勤務条件に関する措置要求制度 該当なし
- 不利益処分に関する不服申立制度 該当なし

8 職員の福利厚生状況 (平成21年度)

区 分	概 要
職員健康診断	定期健康診断、特別健康診断、B型肝炎予防接種等
職員の健康管理等の実施及び安全衛生委員会の設置	労働安全衛生法による産業医の選任、安全衛生委員会(11回)を実施
職員厚生会への委託	人間ドック受診に係る助成事業等の福利厚生事業の実施

総合防災訓練を実施します

いつ起こるか分からない大規模地震に備え、町が被害を受けたと想定した総合防災訓練(避難所宿泊体験)を実施します。

いざという時に冷静な行動がとれるようぜひ参加してください。また、訓練に参加しない人も、この機会に、家庭内の防災用品や身の回りの安全確認などもしましょう。

日時 8月28日(土)16時～29日(日)8時

場所 葉山小学校グラウンド及び体育館

対象 鏡摺町内会・諏訪町町内会・三ヶ浦町内会・あずま町内会・木の下町内会・元町たかさご会町内会・森戸町内会・真名瀬町内会・向原町内会・牛ヶ谷戸町内会・東伏見自治会・つつじヶ丘町内会・芝崎町内会

主な訓練項目(避難所宿泊体験)

- ・交通対策訓練
- ・避難訓練及び避難誘導訓練
- ・防災救援物資搬送及び配布訓練
- ・医薬品緊急輸送訓練
- ・仮設トイレ設置訓練
- ・避難所開設運営訓練
- ・炊き出し訓練
- ・防災知識啓発訓練

防災行政無線放送

- ・14時 全町一斉に訓練開始放送 ※中止時も14時に放送します。

問合せ 消防本部・消防署 ☎876-0119 (平日8時30分～17時15分)

もう取付けたか?

「住宅用火災警報器」

～安全・安心な暮らしのために～

全住宅への設置義務化まで1年を切りました。まだ設置していない人は早期に設置しましょう。

【奏功事例】

町でも住宅用火災警報器のおかげで火災を未然に防いだ事例がありました。

サツマイモを電子レンジでふかしていたところ、電子レンジから煙が出ました。設置されていた住宅用火災警報器が鳴っているのに気づき、すぐに電子レンジを止め火災には至りませんでした。



「逃げ遅れ」により、毎年多くの人が住宅火災で亡くなっています。



住宅用火災警報器を寝室や階段などに取付けることで、いち早く火災の発生に気付くことができます。

毎週水曜日、消費生活相談を開設しています

私たちは毎日、さまざまな商品やサービスを消費しながら生活しています。そうした消費生活の中で、食品や商品の安全、表示、契約や取引に関することなどのトラブルで「困ったな」と思うことはありませんか? そんなときに、皆さんの相談におこたえし、トラブル解決のお手伝いをするのが、消費生活相談窓口です。

多様化する消費者トラブル

私たちの社会では、ライフスタイルや価値観が多様化し、さまざまな消費者ニーズにこたえる新しい商品やサービスなどが次から次へと登場しています。また、インターネットや携帯電話などの普及は、商品やサービスの利用や購入などの取引形態にも大きな変化をもたらしています。このように、私たちの消費生活を取り巻く環境がめまぐるしく変化している中で、消費者トラブルも多様化しています。

たとえば…

- ・「携帯電話やインターネットで身に覚えのない有料情報サービスの利用料金を請求された」
- ・「悪質商法で高額な商品を買つけられた」
- ・「通信販売で注文した商品が届かない」
- ・「商品の表示に偽りがあった」
- ・「食品を摂取して健康を害した」

このような消費者トラブルが発生したとき、消費者の相談に乗り、解決のお手伝いをするのが、消費生活相談窓口です。

専門の知識をもつ消費生活相談員は、皆さんの相談をお聞きし、アドバイスや情報提供、トラブル解決のお手伝いをします。消費生活について困っていること、分からないことがあるときは、お気軽にご相談ください。

(時間等詳細は、P12「今月の相談」参照)

問合せ 町民サービス課 ☎内線206

家電5品目の回収方法の変更

4月1日から家電リサイクル法対象品目の回収方法が変更になっています。

【対象品目】

- ・衣類乾燥機
- ・洗濯機
- ・冷蔵庫・冷凍庫
- ・エアコン
- ・テレビ（液晶・プラズマ含む）

【処分方法】

①買い換える場合

買い換えをする販売店に引取を依頼する。

※家電リサイクル券の事前用意不要。

②対象品目の廃棄のみをする場合

・購入店がわかる時

購入店に引取り、処分を依頼する。

※家電リサイクル券の事前用意不要。

・購入店がわからない（なくなっている等）時

(1)下記の業者に電話で引取りを依頼するか、直接持ち込む。

※家電リサイクル券費用の他、引取手数料が必要。（引取手数料は業者に問い合わせてください。）

家電リサイクル法対象品目取扱業者

・(株)神中運輸(鎌倉市大町4-1-35)

受付 8時30分～17時30分

定休日 土日祝日（第1・5土曜日を除く）

☎0467-22-2205

・(株)マルコ（横須賀市浦郷町5）

受付 平日8時～16時30分

定休日 日曜

☎869-0708

(2)製造業者が指定する指定引き取り場所へ直接持ち込む。

※郵便局でリサイクル券を用意し持

ち込む。（引取手数料は無料）

指定引き取り場所

・日本通運(株)横浜南営業所磯子物流センター事業所（横浜市金沢区鳥浜町14-18）

受付 9時～12時・13時～17時

定休日 日曜・祝日

☎045-774-1449

・(株)東産業 佐原事業所（横須賀市佐原4-404-18）

受付 平日9時～11時45分

13時～16時45分

土曜9時～11時45分

13時～14時45分

定休日 日曜・祝日

☎833-7956

問合せ 環境課☎内線452

粗大ごみ回収手数料支払い方法の変更

7月1日から粗大ごみ回収手数料支払い方法が、「粗大ごみ回収手数料納付券（以下、シール）」を使って支払う方法に変更しています。

【粗大ごみ回収の流れ】

①クリーンセンターに引取依頼

依頼の時、料金の確認もする。

②①で確認した分のシールを取扱店舗（次項目を参照）で購入。

複数の粗大ごみの回収を依頼する場合は、それぞれの粗大ごみの金額に対応したシールを購入する。

③粗大ごみ回収手数料相当分のシールをはる。

複数の粗大ゴミを出す場合は、それぞれにシールをはる。

④予約した日に玄関先等、道路から見える場所に出す。

回収場所の状況により立ち会いが必要になる場合があります。

【シール取扱店舗一覧】

・木古庭地区

瀬谷商店

・上山口地区

ファミリーマート葉山店

・一色地区

（資）大門商店、そうてつローゼン葉山店、(株)京急ストア葉山店

・堀内地区

ローソン葉山堀内店、役場売店

・長柄地区

スーパーつちや

※取扱店舗は更新次第随時ホームページで更新します。

【注意事項】

- ・回収手数料には変更ありません。
- ・シールの種類は500円券、1,000円券、2,000円券の3種類があります。
- ・シールがはっていないものや、手数料不足のものは回収できません。
- ・シールは一度はったものをはがそうとすると破れますので、はり間違いないように注意してください。

問合せ 環境課☎内線452

重要

クリーンセンターに直接搬入する場合手数料は窓口で現金払いとなるので、シールを購入しないで持ち込んでください。

盛況！傘袋ワークショップ

6月23日にマイ傘袋づくりワークショップが開催されました。このワークショップは、昨年5月からごみ減量のボランティアとして活動する「ごみへらし隊」が、役場入り口に設置された使い捨ての傘袋を削減するため、不要になった傘布から傘袋を作ったことに始まり、より多くの人に広めようと企画されたものです。当日は11人が参加し、それぞれが選んだ傘布を用いて傘袋を完成させました。「いらなくなった物からこうして使えるものができるのは嬉しいですね」など、喜びの声が参加者からは聞かれました。傘袋の作り方は町ホームページ (http://www.town.hayama.lg.jp/topics/2/pdf/100801_info01.pdf) にものっています。



問合せ 環境課 ☎内線451

知っていますか？生ごみ交流サロン

昨年より実施している生ごみ処理容器の役場窓口販売や、ゼロ・ウェイストのモニター事業などを通して、家庭で生ごみを処理する世帯が増えています。町では、新たに生ごみ処理を始めた人、またこれから始めたいと思っている人を対象に、疑問やトラブル解決方法などの情報交換を自由にできる場「生ごみ交流サロン」を毎月、月曜日に開催しています。お気軽にご参加ください。

開催スケジュール

8月2日(月)、9月6日(月)、10月4日(月)、
11月1日(月)、12月6日(月)

時間 14時～15時

場所 教育総合センター会議室1

*平成23年1月以降は決まり次第お知らせします。

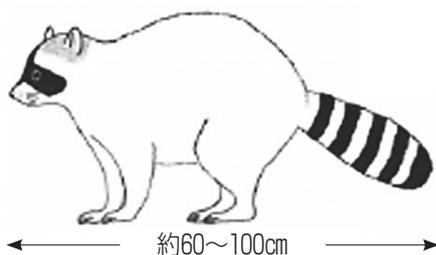
問合せ 環境課 ☎内線451

アライグマにご用心！

畑（特にトウモロコシは好物です）や生ごみを荒らされたり、屋根裏から鳴き声や物音がしたりしませんか？もしかしたら、アライグマのしわざかもしれません。アライグマは夜行性なので、姿を見かけることはほとんどありませんが、町内ではアライグマによる被害が多数報告されています。

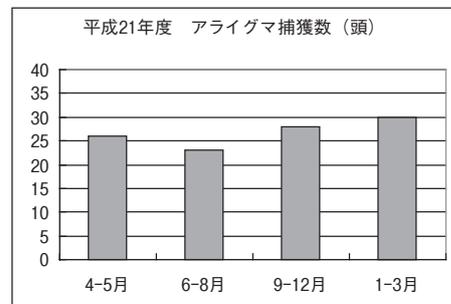
- ・コンポストが掘り返されるので、わなを仕掛けたら翌日アライグマが捕獲された。
- ・古い家屋を解体していたら、天井裏に巣があった。など

アライグマの特徴



目の周りは黒く、耳のふちや鼻先は白い。泥だらけでもひげは白い。

体色は灰色っぽく、しっぽにはしま模様がある



人間のような5本指で、足跡も指が長く付く

被害を防ぐために…

アライグマは生後1年ほどで繁殖可能になり、一度に4頭程度出産します。とり逃がすと来年の被害は倍になると考えられます。近年、町内での繁殖事例は減少していますが、町の辺縁部では独り立ちした若い個体による被害が確認されています。えさや住みかを提供しないようにしましょう。

◆何でも食べるので、今被害にあっていない作物も、味を覚えれば狙われる可能性があります。収穫しなかつ

た作物も、放置せずコンポスト等で処理してください。

◆畑の中にわなを置いて、周りに餌が豊富にあるので、かかりにくくなります。侵入路（獣道）を見つけ、畑に入る前に捕獲してしまいましょう。

◆捕獲により一旦いなくなった所にも、新しい個体が侵入してくるので、安心はできません。かといって一年中しかけているのも効率が悪いので、「わなを1週間しかけて2～3週間ほど休み、また1週間しかける」というように運用する方法もあります。

問合せ 環境課 ☎内線453